

和歌山市立学校体育施設開放事業における体育館の実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）及び和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則（令和4年3月14日制定。以下「実施細則」という。）に基づく学校体育施設開放事業における体育施設の実費徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる体育施設)

第2条 この要綱の対象となる体育施設は、市内にある市立小学校、中学校及び義務教育学校（分校を除く。）の屋内運動場とする。

(実費額)

第3条 実施細則第5条の規定による体育施設の使用の許可を受けた団体は、実費を納付しなければならない。

2 実費額は、1団体ごとに1時間につき170円とする。

3 学校体育施設開放事業での空気調整設備の使用は認めない。ただし、6月1日から9月30日までの期間において、第1項の団体から別記様式により申出があった場合は、教育委員会が特に必要と認めるときに限り、当該団体から空気調整設備の使用に係る実費を徴収して使用させることができる（空気調整設備を有する施設に限る。）。この場合における実費額は、前項に規定する実費額に、1時間につき850円を加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、1の体育施設を同時に2団体が使用した場合には、1団体ごとの実費額は、第2項又は第3項の額に2分の1を乗じて得た額とする。

5 第2項及び第3項の実費は、年2回払いとし、1回目は4月分から9月分までを10月末日までに、2回目は10月分から翌年の3月分までを4月末日までに、各使用団体が納入通知書により支払うものとする。

(実費の免除)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、実費（空気調整設備の使用による加算額を除く。）を免除することができる。

(1) 青少年の健全育成及び体力向上を目的とし、指導者以外が18歳未満の者又は高校生以下の者で構成する団体が使用するとき。

(2) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

